

# 東邦大学教育・研究業績データベース運用規程

(目的)

**第1条** 東邦大学教育・研究業績データベース（以下、「本データベース」と略す。）は、大学の社会に対する積極的な情報提供の一環として、講座・研究室等の教育研究活動等の状況を公開し、また講座・研究室等に所属する教員が自身の教育・研究・社会的貢献・管理運営等の多面的な活動の情報を一元的に蓄積し、必要に応じて大学ホームページ上でその活動状況が公開できる環境を設けることを目的とする。

(具体的な活用方法)

**第2条** 前条に掲げる目的を達成し、また本データベースの機能を有効に活用することで、教員・事務職員の合理化・効率化を図るために、教員自身が自己の管理資料として活用する他に、必要に応じてデータベースへ入力されたデータ（以下「データ」という。）を次に掲げる事項に活用する。

- (1) 東邦大学業績年報
- (2) 監督官庁、大学基準協会等から提出を求められる資料の基礎資料
- (3) researchmap へのデータ提供資料
- (4) 教育研究活動等に関する調査等に対応するための客観的・統計的な資料
- (5) その他学長が必要と認めたもの

**第2条の2** 当該データの活用にあたっては、特定の個人の不利益とならないよう、十分配慮するものとする。

(対象者)

**第3条** 本データベースの登録利用対象者は原則として助教以上の専任教員とする。

(管理・運営体制)

**第4条** 本データベースの管理・運営は以下の通りとする。

- (1) データベースの管理・運用は学事統括部（以下「管理者」という。）が行うものとする。
- (2) データベースの責任者（以下「責任者」という。）を置き、責任者は学事統括部長をもって充てる。
- (3) 管理者は講座・研究室等の責任者に対しては、講座概要等個人データ以外の共有データの入力及び更新を行う権限を付与するが、自らその任にあたらぬ場合は、自らの責任の下、この任にあたる担当者を指名することができる。
- (4) データベースにはシステム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、データベースのシステム管理に関する業務にあたらせる。システム管理者は、法人本部システ

ム部がこの任にあたる。

(データの入力)

**第5条** 本データベースへの入力及び更新は、原則教員個人が各自の責任において適宜、適正に行うものとする。ただし、講座・研究室等の概要等については、講座・研究室等の責任者の責任の下、当該責任者若しくは責任者が指名した者が入力及び更新を行うものとする。

(不正に係る懲戒について)

**第6条** 意図的に誤ったデータを入力または更新し、若しくは改ざんする等の不正行為が発覚した場合は、東邦大学就業規則第3章服務規律に背く行為として、同第56条(1)及び同第57条(2)に該当するものとして処分を行うものとする。

(データの管理)

**第7条** 本データベースの管理は、「学校法人東邦大学情報セキュリティポリシーに関する規程」を遵守し、適正な管理に努めるものとするほか、以下の通りとする。

- (1) サーバはネットワークセンター内に設置する。
- (2) 情報セキュリティを確保するために、次に掲げる措置をとることとする。
  - ①データは、インターネットとはファイアウォールで分けられ学内 LAN に接続されたサーバで管理する。
  - ②入力及び閲覧は WEB ブラウザからログイン ID、パスワードの個人認証を行い、学内・学外からアクセス可能とし、データ通信経路は暗号化する。
- (3) メンテナンス等でサーバを停止する必要がある場合、システム管理者は事前に本データベースログイン画面にある学内通知事項に掲載することにより通知するものとする。
- (4) 適正な管理に資するため、システム管理者はデータベースの使用歴（ログ）を取得するものとする。
- (5) データの破壊等に備え、システム管理者は適切な方法でデータのバックアップに努めることとする。

(データの公開)

**第8条** 本データベースの中で大学ホームページで公開する事項は、次に掲げる(1)(2)(3)とし、(4)について公開するか否かは教員個人が選択の上決定する。

- (1) 講座名、教室名、研究室名等（和文・英文）
- (2) 講座等の概要と以下の項目の中で該当するもの

●Keywords

- 当該年度の研究費受入状況
- 教授・准教授・講師の公的役職
- 当該年度の主催学会・研究会
- 教授・准教授・講師の学会・研究会の役員
- 当該年度研究業績数一覧表（助教以上の教員の氏名・役職）
- 特許

(3) 刊行論文、著書、学会発表、学位等

(4) 教員の個人データに関する部分

個人情報（通称名、通称名（フリガナ）、学歴、職歴、写真登録、ホームページ、現在の専門分野、刊行論文、著書、学会発表、所属学会、科研費研究者番号、受賞学術賞等賞罰、特許（出願・公開・取得）、その他、

（データの入力・更新）

**第9条** 個人データ（教育・研究業績を含む）の入力及び更新に関しては教員個人が、また講座・研究室等の共有データに関しては講座・研究室等の責任者が、それぞれ責任を持って行う。

2 当該年度のデータベースの入力は、4月1日から随時行い、翌年度6月末日まで更新できる。

3 データベースの公開は、入力及び更新後、直ちに行う。

（使用者の管理等）

**第10条** ログイン ID は本システム固有の管理とし、パスワードは発行された初期パスワードでログインした後、速やかに各教員自身に変更するものとする。

2 各教員はパスワードを定期的に変更するなどの措置により、パスワードの漏洩や不正使用の防止に努めるものとする。

3 システム管理者は各教員からパスワードを失念した旨連絡を受けた場合、初期パスワードを再設定することとする。

（その他）

**第11条** データベースの管理・運用に関する経費は、学事統括部の予算にて支弁するものとする。

2 本規程に定めのないものについては、学長・学部長会議の議を経て、大学協議会で決定するものとする。

（免責）

**第12条** 本データベース上で教員が自らの責任の下で入力したデータの内容に関しては、大学が最終的に責任を負うものではない。

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成27年12月1日から施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成30年10月1日から施行する。